

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

エーザイ株式会社

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都文京区小石川四丁目6番10号  
エーザイ株式会社  
代表執行役CEO 内藤 晴夫

当社及び株式会社カン研究所（以下「カン研究所」といいます。）は、2023年10月4日付け吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社がカン研究所の権利義務の一切を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）  
2024年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
カン研究所の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
カン研究所の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
カン研究所は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
カン研究所は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年1月23日付けで、官報及び定款所定の公告方法である電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
本合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 1 月 23 日付けで、株主に対し本合併をする旨並びにカン研究所の商号及び住所を電子公告により公告しました。なお、当社は会社法第 796 条第 2 項の規定により、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行いましたので、株式買取請求について、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 1 月 23 日付けで、官報及び定款所定の公告方法である電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）  
当社は 2024 年 4 月 1 日をもって、カン研究所からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。カン研究所から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 1,342 百万円（概算値）、612 百万円（概算値）です。
  5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別紙のとおりです。
  6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
当社は、2024 年 4 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。
  7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
    - (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けないで本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主は 1 名であり、その有する株式の数は合計 300 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回っております。
    - (2) カン研究所は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本合併契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行いました。
    - (3) カン研究所は当社の完全子会社であるため、当社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行っておりません。また、本合併の結果、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

**【添付書類】**

(別紙)

カン研究所の事前開示書面

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 1 月 23 日

株式会社カン研究所

2024年1月23日

## 吸収合併に係る事前開示書面

神戸市中央区港島南町六丁目8番地2

株式会社カン研究所

代表取締役 木村 禎治

株式会社カン研究所（以下「当社」といいます。）は、令和5年10月4日付でエーザイ株式会社（以下「エーザイ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、エーザイを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本件吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号・第3項）

当社はエーザイの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号・第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号・第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

エーザイは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本件吸収合併効力発生後のエーザイの資産の額は、当社から承継する負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のエーザイの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、エーザイの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本件吸収合併後におけるエーザイの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

【添付書類】

(別紙)

吸収合併契約書



## 吸収合併契約書

エーザイ株式会社（以下「甲」という。）、株式会社カン研究所（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条 （合併をする当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 吸収合併存続会社

甲：商号 エーザイ株式会社

住所 東京都文京区小石川四丁目6番10号

#### (2) 吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社カン研究所

住所 兵庫県神戸市中央区港島南町六丁目8番地2

### 第3条 （本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年4月1日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

### 第4条 （本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の発行済株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第5条 （合併の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、同法第783条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。



第6条 (会社財産の引継ぎ)

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって業務の運営及び財産の管理を行い、乙は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲の承諾を取得した上、これを行う。

第8条 (合併条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項但書に定める甲の株主総会が必要となった場合の甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第10条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第11条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

<以下本文余白>

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し1通を保管する。

令和5年10月4日

甲：東京都文京区小石川四丁目6番10号

エーザイ株式会社

執行役 氏家 伸



乙：兵庫県神戸市中央区港島南町六丁目8番地2

株式会社カン研究所

代表取締役 木村 禎治

